**別添２**

**「議会改革検討協議会の常設化」について**

　現在、府議会の議会改革検討協議会は、会議規則第124条第２項の規定により、議決による臨時的に設置された「協議等の場」であるところ、恒常的なものとした場合の比較については以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現　　行 | 常設化案 |
| 位置付け | 会議規則第124条第２項の規定により、議決によって臨時的に設置された「協議等の場」 | 会議規則第124条第１項の規定により設置する「協議等の場」として、別表に記載する |
| 効　　　　　果 | 設置期間（R5.4.29）満了とともに消滅、来期も設置するには議決が必要 | 恒常的に設置される場であり、議決等の設置の手続を必要としない |
| 公開の取扱い | ・非公開  ・HPに議運への報告書のみ掲載 | 別表による他の「協議等の場」と同様の取扱い  ・傍聴なし。記録を作成  ・HPに協議概要を掲載 |
| 必要な手続き | ― | ・会議規則の一部改正（議決）  ・運営要領の要綱化  ・委員会等の構成に関する申合せ事項の一部改正 |
| 府議会での事例 | 議会運営改革検討協議会（16期）  議会改革検討協議会（17期） | 広報委員会  政務調査委員会　等 |
| 他府県での事例 | 東京都 | 北海道、宮城県、千葉県、神奈川県、  静岡県、福井県、滋賀県、奈良県、  和歌山県、広島県、鳥取県 |

※　他府県の事例は、13都道府県議会、近畿２府８県議会を調査

　　下線の都道府県については、会議規則（別表）に基づくほか、議会基本条例にも設置する旨の宣言規定を置いている。